

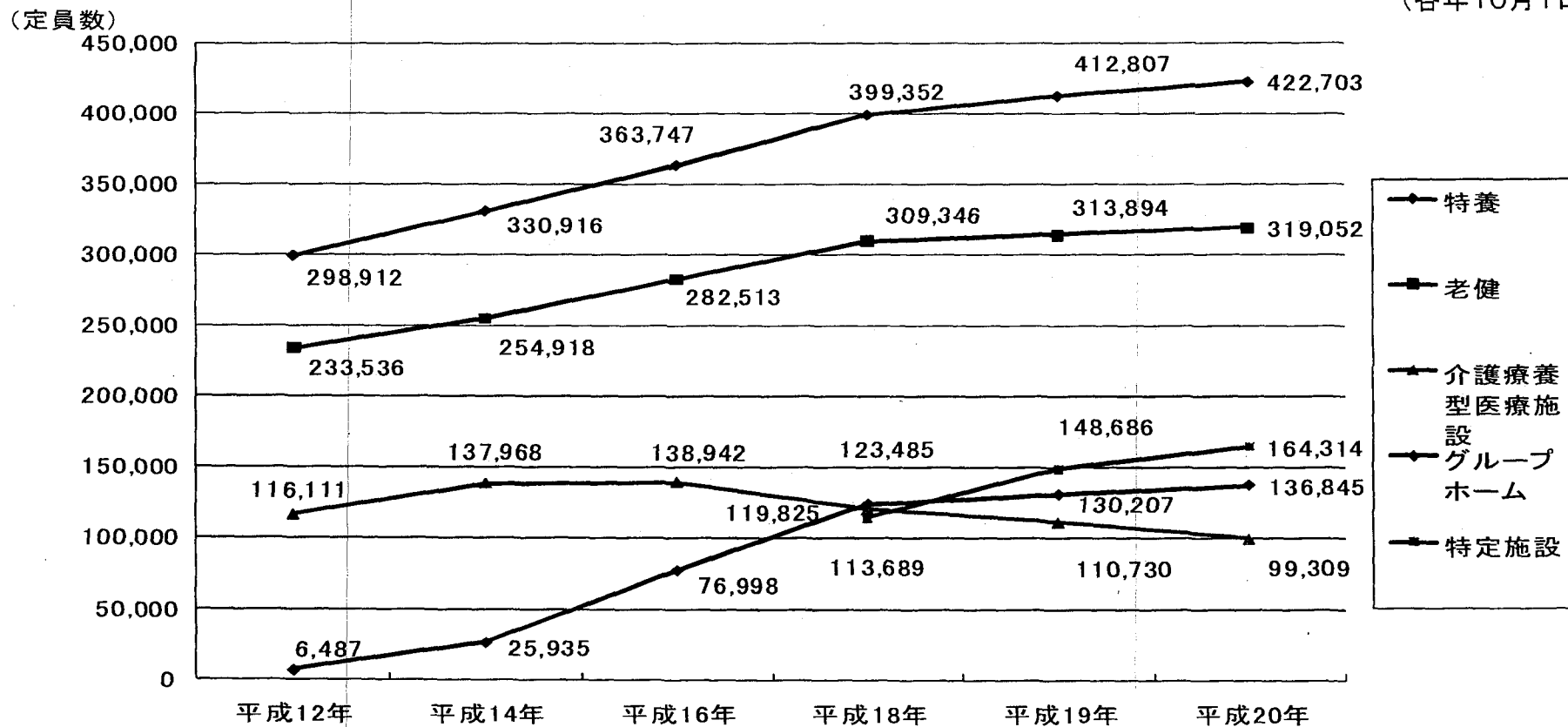
# (1) 今後の介護保険施設の機能や在り方

# ① 介護施設の状況について

## 施設・居住系サービスの定員数の推移

平成12年度から、8年間で特別養護老人ホームは約12万、老人保健施設は約9万、グループホームは約13万増加し、介護療養型医療施設は約1.7万減少している。

(各年10月1日現在)



(注)1 特定施設については、平成16年以前の統計は存在しない。

2 特別養護老人ホーム及び特定施設の平成18年及び19年の数字は、それぞれ地域密着型(定員29人以下)のものは含まない。

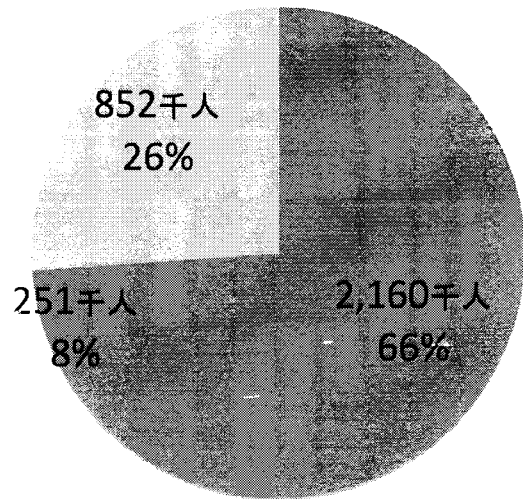
(出典)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

# サービス類型ごとの利用者数／給付費内訳等

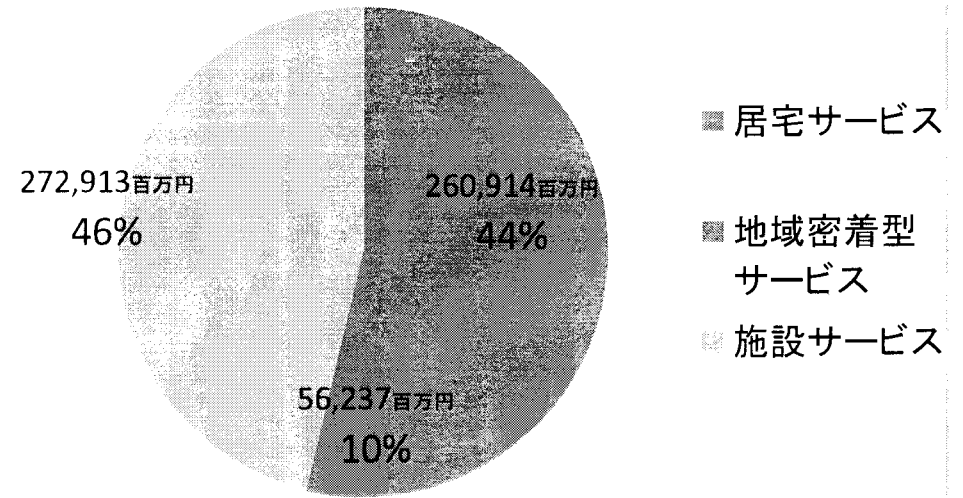
サービス利用者のうち、居宅サービスは66%、施設サービスは26%であるが、給付費においては、居宅サービスは44%、施設サービスは46%となっている。

## 利用者・給付費内訳

○利用者内訳

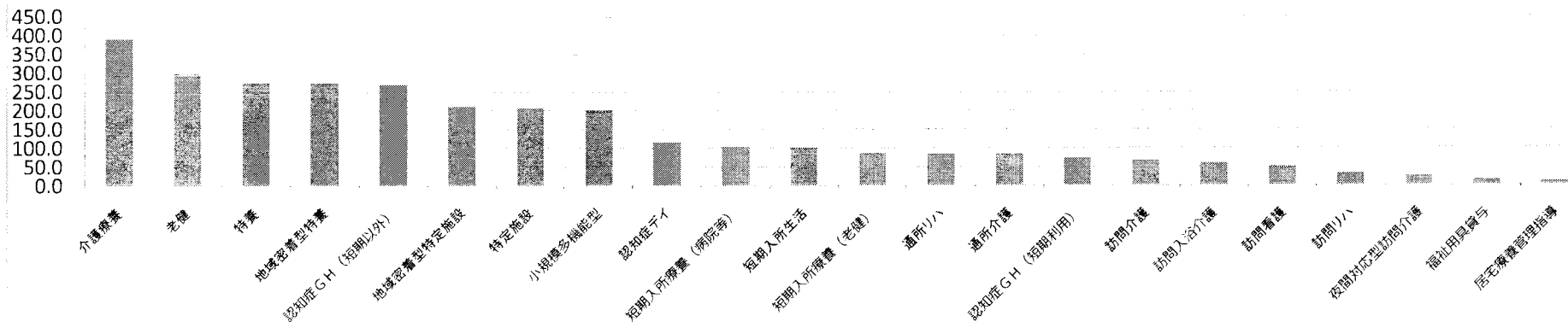


○給付費内訳(補足給付含む)

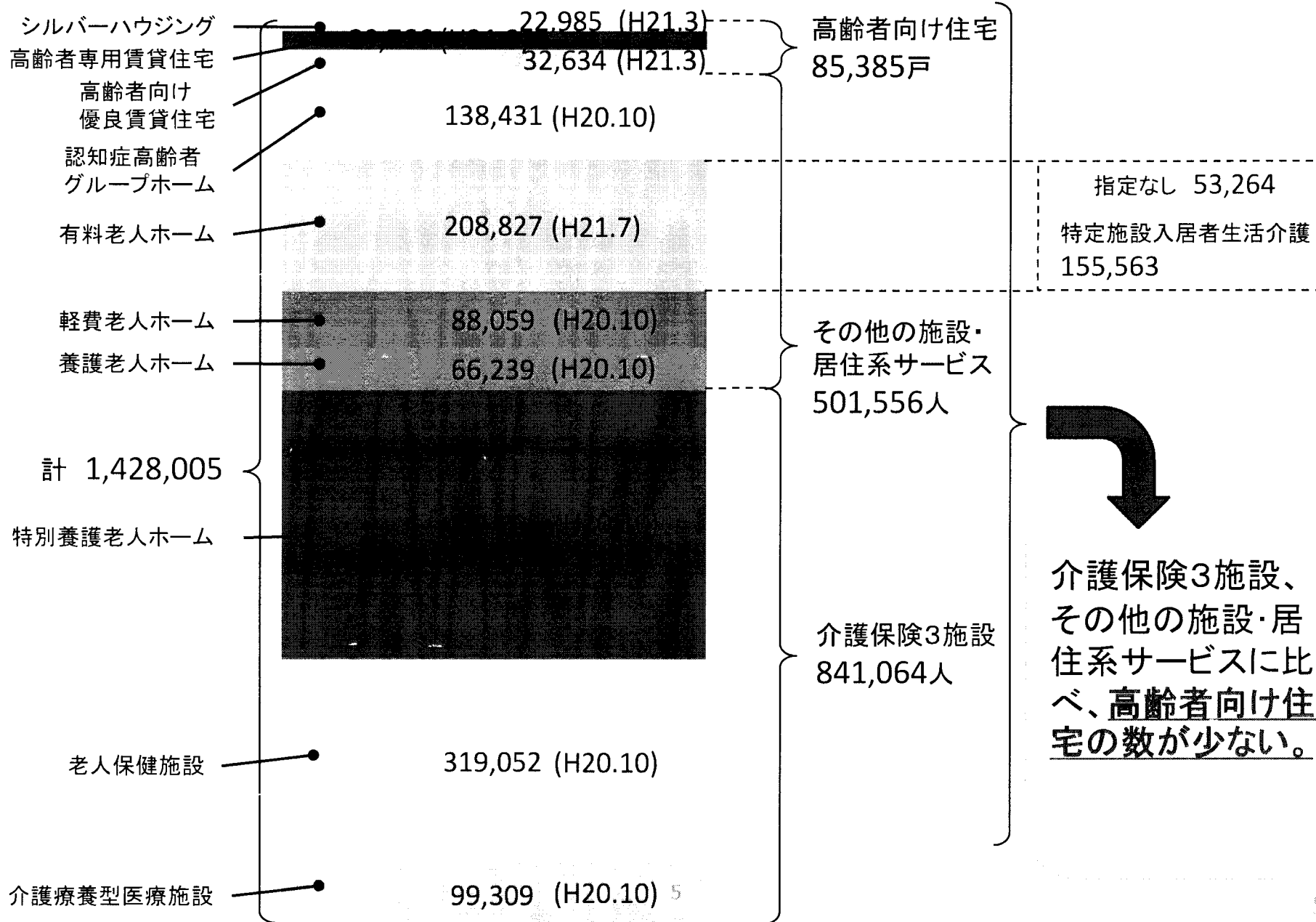


## サービスごとの1人当たり給付費(補足給付含む)

(単位: 千円/人)



# 高齢者向けの住宅と施設のストックの現状



## 介護保険施設等の概要

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (注1)	老人保健施設	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	特定施設 (有料老人ホーム、 ケアハウス等) (注1)
基本的性格	要介護高齢者の ための生活施設	要介護高齢者が 在宅復帰を目指す リハビリテーション 施設	重医療・要介護 高齢者の長期療 養施設	認知症高齢者の ための共同生活 住居	要介護高齢者も 含めた高齢者の ための生活施設
施設数	6,015	3,500	2,252	9,292	2,617
定員数	422,703	319,052	99,309	132,069 (注2)	97,645 (注2)

(注1) 介護老人福祉施設及び特定施設の施設数及び定員数(利用者数)は、地域密着型施設を除いた数字である。

(注2) 認知症高齢者グループホーム及び特定施設については定員数ではなく利用者数を記載している。

(資料出所) 施設数、定員数(利用者数)については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年10月1日時点)。

# 介護保険施設等の主な基準等

	特別養護 老人ホーム	老人保健施設	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	特定施設	
平均要介護度	3.83	3.29	4.36	2.65	2.69	
平均在所日数	1,465.1日	277.6日	427.2日	(データなし)	(データなし)	
介護報酬(要介護3)	792単位	915単位	1,142単位	865単位	711単位	
1人当たり居室面積	10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ	
1部屋の定員数	4人以下	4人以下	4人以下	原則個室	原則個室	
主な職員配置基準	医師	必要数 (非常勤可)	常勤1以上 100:1以上	3以上 48:1以上	/	
	看護職員	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	6:1以上	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人	
	介護職員			6:1以上		3:1以上
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	/	PT又はOTが 100:1以上	PT及びOTが 適当数	/	
	機能訓練指導員	1以上	/	/	1以上	
	生活(支援)相談員	常勤1以上 100:1以上	100:1以上	/	/	100:1以上 (うち1名常勤)
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1以上	1以上	1以上 100:1を標準

1 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成21年2月審査分)から算出

2 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

3 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

# 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設における 介護支援専門員の役割に係る規定について

## 1 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号）

第十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第二十二條の二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 六 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 七 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

## 2 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号）

第十四条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第二十四條の二 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 四 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 五 第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

8

# 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設における 生活相談員、支援相談員の役割に係る規定について

## 1 生活相談員に係る規定

### 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号）

#### 第七条

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

## 2 支援相談員に係る規定

### 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号）

#### 第八条

- 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。



# 介護保険3施設の平均要介護度

入所者の平均要介護度については、介護保険3施設いずれも上昇している。

